

郷土の古文書

「その15 寺社奉行稲葉丹後守裁許状受書写」

解説・口語訳

この文書は神道界の首長と称する神道管領頂上吉田家の申付けに違反する一件に付、寺社奉行稲葉丹後守より、下記の4社と五日市村役人・阿伎留神社氏子惣代へ下された裁許状の内容に対し、それぞれ承知の上厳守する旨寺社奉行へ差し出した受書の写です。江戸時代も後期になると、庶民勢力の台頭に伴い幕政・村政の統制力もますます低下してきました。神道界に於ても同様で、さまざまな問題が起ってきています。この文書はその一端を表したものです。今回は五日市郷土館で高明神社旧本殿の彫刻と古書籍・古文書・神札等の収蔵品展を開催しており、その中から関係文書を取り上げました。その内容を神社ごとに箇条書きにしてみます。

1 五日市村春日明神（阿伎留神社）武州多摩郡の内28社の触頭 大宮司の由 阿留多伎長門之助

- ・上川口村（八王子市）神主 神本舎人継目にあたり、仮許状受領の節官金不足とて許状を取上げた事。
- ・継目許状も受けず大宮司と申し、神事の節風折烏帽子又は黒の紗にて異形の装束を着用し、朱の爪折傘を用いた事。
- ・焼失後（天保元年戸倉村城山の野火より燃え広がり類焼）仮殿・鳥居等の向を替え畑地を潰して建てた事。
- ・殊に吉田家の申付けをも拒む始末不届に付、江戸払申付ける。但し、御構場所（本所・深川の町奉行支配地）の徘徊を禁ずる。

2 三内村三内明神 八社惣代 神主 三内隼人

- ・阿留多伎長門之助の触下にありながら、親が隠居し跡職に就いても同人方へ届け出ない事。
- ・祖父・親の代の時より三内明神を三宮明神と神号を変え、配札へも同様に認めている事。
- ・祖父・親の代の時より秋留山と山号をも唱えていたとあって、何とも思わず同様に唱えている事。
- ・以上の事不埒につき、きつく叱りつける。

3 伊奈村岩走神社 八社惣代 神主 宮澤民部

- ・阿留多伎長門之助の触下にありながら、親が隠居し跡職に就いても同人方へ届け出ない事。
- ・以上不埒につき叱りつける。

4 上川口村 八幡・天神両社 神主 神本^{とねり}舎人

- ・不埒の筋もなく御構なしとする。

5 五日市村 村役人惣代年寄十兵衛 春日明神（阿伎留神社）氏子惣代百姓平八郎

- ・不埒の筋もなく御構なしとする。

以上仰せ渡されの趣一同承知いたしました。もし、このご裁許に背いたならば^{じゅうか}重科（重い罪）仰せつけられてもお受けします。よって御受証文を差し上げます。

稻葉丹後守様御懸りニ而御裁許被仰渡写

差上申一札之事

武州五日市村春日明神大宮司之由阿留
多伎長門之助儀異形之装束着用いたし
吉田家申付を相拒候一件 堀田備中守様
寺社御奉行之節吉田家ノ御吟味之儀被申
立 長門之助其外引合之者共被召出御吟
味中 備中守様御役替ニ付井上河内守様
其後牧野備前守様寺社御奉行之節御引
渡 猶御吟味中御同人様御役替ニ付当御
奉行所江御引渡シ相成再応御吟味之上左
之通り被仰渡候

一阿留多伎長門之助義儀武州多摩郡之内式
拾八社之触頭いたし 触下之社人共継目
之節吉田家ノ許状受候迄仮許状渡置候
儀茂有之由ニ而 同国上河口村神主神本
舍人継目之節仮許状相渡播摩儀与受領為
致官金不足ニ候迎 右許状取上其上継目
許状も不請身分ニ而大宮司之由ニ申成
神事之節風折烏帽子又者名目茂無之 黒
沙を以仕立候異形之装束を着用いたし
朱之爪折傘を相用或者焼失後仮殿并鳥居
等向を替 畑地を潰し相建 殊ニ吉田家
之申付をも相拒候始末 旁不届ニ付江戸

弘被仰付候

但 御構場所徘徊致間敷旨被仰渡候

一三内隼人宮澤民部儀阿留多伎長門之助
触下ニ乍被有 親共隠居いたし跡職ニ相
成候而も同人方江不相届 殊ニ隼人者祖
父 親代之儀候而も三内明神を三宮明神
与 神号を替 配札江も同様相認又者秋留
山与山号をも唱候迎 如何之儀共不心附
同様相唱罷在候段 兩人共不埒ニ付隼人
者急度御叱り民部者御叱り被置候
一神本舍人并五日市村氏子 村役人共者不
埒之筋も無之御構無御座段被仰渡候
右被仰渡之趣一同承知奉畏候 若相背候
ハ、重科可被仰付候 仍御受証文差上
申所如件

中山大助知行

御朱印地

武州多摩郡五日市村

春日明神

大宮司之由

阿留多伎長門之助

江川太郎左衛門御代官所

同郡三内村

八社惣代 神主 三内隼人

天保十一年

伊奈村

十二月廿三日

岩走神社

同 神主 宮澤民部

上川口村

八幡

両社

天神

神主 神本舎人

右五日市村

村役人惣代

寺社

年寄 十兵衛

御奉行所

氏子惣代

百性（マシ） 平八郎

